

国際私法（学）と経済学：内外法平等、暗闇への跳躍および国際私法的正義

加賀見，一彰
東洋大学経済学部：教授

<https://doi.org/10.15017/6757910>

出版情報：法政研究. 89 (3), pp.209-232, 2022-12-21. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：

国際私法（学）と経済学

——内外法平等、暗闇への跳躍および国際私法的正義——

加賀見 一 彰

1. はじめに
2. 言い訳と注意点
3. 内外法平等
4. 暗闇への跳躍
5. 国際私法的正義
6. おわりに

1. はじめに

本稿は、国際私法（学）の重要概念のうち「内外法平等」「暗闇への跳躍」および「国際私法的正義」について検討する。とくに、一般的な法（学）の議論を横滑りさせて当てはめるのではなく、国際私法（学）に固有の議論に焦点を当てる。

ただし、具体的な検討に入るまえに、言い訳や注意書きを書き連ねることから始めたい。学際的考察においては、無用な摩擦やすれ違いを避けるために、用語や概念、あるいは、思考様式や雰囲気のような文化的相違をすり合わせておくことが望ましい。些細な摩擦やすれ違いが、学際的考察を停滞さらには破綻させることは珍しくない。そこで、次の第2節において、法（学）と経済学の意味や関係について簡単に説明しておく。

一方で、学際的考察においては、早い段階で主要な結論まで明らかにすることも求められる。そこで、本稿における議論の要点をまとめておきたい。

まず、第3節で、内外法平等は、状況に依存して成立・正当化されるものであって、絶対的原理として神聖視することも、世界的潮流に照らして棄斥することも望

ましくないことを明らかにする。次に、第4節では、暗闇への跳躍は、時間を通じて機能する国際私法（学）を象徴する概念であって、単なる浅慮・無謀な行為ではなく、むしろ積極的に「暗闇への跳躍」が求められる状況もありうることを主張する。そして、第5節では、国際私法（学）の目的としての国際私法的正義が、取引費用を考慮した功利主義的な構成として捉えられることを示す。なお、これらの主張は、経済学から超越的に降下してくるのではなく、基本的には、国際私法（学）の主流的な議論のなかから浮上してくるものである。

これを踏まえて、最後に、第6節では、全体的な議論をまとめて、国際私法（学）において経済学を利用する意味や可能性について論及する。

2. 言い訳と注意点

2.1. 法と法学

まず、議論を始める大前提として、法と法学とはなにか、また両者の関係はどのようなものかについて、本稿の立場を述べておく。

法学以外の多くの学問では、考察対象と考察活動（学問）は明確に区別される。例えば、物理学は、物理現象を考察対象とする考察活動（およびその成果）であって、考察対象から区別される。ところが、法に関わる議論では、法（＝考察対象）と法学（＝考察活動）との関係が不明瞭であり、法学とはなにかが曖昧になっている。実際に、「法学」の教科書をもて、「法とはなにか」は説明されるが、「法学とはなにか」は説明され⁽¹⁾ない。

しかし、本稿では、このことを批判するつもりはなく、「法学とはそういうもの」と捉えている。以下、その理由を簡単に説明する。そもそも法とは人々の認識や行動を規定するルールである、また、法学とは法を発見・認識し、確立・改廃し、運用・実効化するための思惟・考察の体系であると想定する。従って、法がなければ法学は存在できないが、法学がなければ法も存在できない。この意味で、法と法学は別個のものであるが、相互依存的に不可分である。また、この観点から、法と法

(1) ここ10年以内に刊行された教科書類のなかで例外的に「法学とはなにか」を説明しているものとして、早川吉尚『法学入門』（有斐閣、2016）および森田『法学を学ぶのはなぜ?』（有斐閣、2020）がある。また、やや古いが、星野英一『法学入門』第8章（有斐閣、2010）は、法学について単に解説するというよりも、懐疑主義的な検討プロセスまで開示しており興味深い。

学をまとめて「法（学）」、同様に、国際私法と国際私法学をまとめて「国際私法（学）」と表記する。

2.2. 法（学）と国際私法（学）

国際私法（学）に焦点を当てて議論するためには、一般的な法（学）に対する国際私法（学）の固有領域を区分する必要がある。

そこで、本稿では、一般的な法（学）とは、「特定の国家権力を背景として、その国家権力が効力を発揮する範囲において、対象を直接的に規律する実定法の体系、および、その認識や運用のための思惟の体系との結合体」と定義する。直観的にいうと、特定法域の実用法（学）というイメージである。一方、国際私法（学）とは、「複数の法域が併存する状況で、私的涉外関係について適切な実質法を選択・適用するルールの体系、および、その認識や運用のための思惟の体系との結合体」と想定する。

これを踏まえて、一般的な法（学）と国際私法（学）を構成する要素を整理すると、「両者に共通」「法（学）に固有」「国際私法（学）に固有」という三つのカテゴリーに分類できる（図表1）。そして本稿では、「国際私法（学）に固有」に属する概念として、「内外法平等」「暗闇への跳躍」および「国際私法的正義」を取り上げる。これらの概念についての議論は、国際私法（学）の固有領域に焦点を当てた議論だといってよいであろう。

2.3. 学問分野の統一性と不変性

ここまで、「法（学）」「国際私法（学）」あるいは「経済学」という用語を使ってきたが、いずれも、統一された学問分野として固定的に確立されているとはいえない。

図表1 法（学）と国際私法（学）との関係

	法（学）	国際私法（学）
両者に共通	○	○
法（学）に固有	○	×
国際私法（学）に固有	×	○

例えば、法（学）と国際私法（学）のいずれをみても、いくつかの下位領域から構成されるし、さまざまな学説・主張が併存しているし、さらに、関連する多くの要素が流動的に変化していく。経済学についても同様で、唯一絶対の経済学が永久不変に存続しているわけではない。どの学問分野も、表層部分をみれば、曖昧で、流動的だといってよい。

一方で、どの学問分野でも、ある程度まで共通理解が確定している中核部分もある。既存の学問分野を超えて議論するためには、この中核部分を手掛かりとして議論を進めていくべきだろう。

そこで本稿では、国際私法（学）と経済学のそれぞれについて、中核部分となる主流的な見解・立場に焦点を当てることにする。従って、「異なる見解もある」「例外もある」という批判は、参考にするが、深くは考慮しない。そして、「中核部分である主流的な見解・立場」であることを担保するために、依拠する人物ないし文献は、原則として著名なものに限定する。少なくとも、その学問分野を本格的に学んだ人であれば知っている（はず）という基準に照らして、主流的な「国際私法（学）」と「経済学」を設定する。

2.4. 経済学とはなにか？

言い訳・注意点の最後に、経済学とは何かを説明しておこう。

経済学は、イメージ先行で誤解されていることが多い。これらの誤解をいちいち指摘する余裕はないので、いきなり定義を提示しておく。すなわち、「経済学とは、個別主体の活動と複数主体間の相互作用について、傾向を発見し、その傾向に働きかけて状況を改善することを意図する科学的な学問である⁽²⁾」。

ここでまず、主体とは、思考や行動を行い、利害を感得する存在で、個人、企業や組織、政府、国際機関などのいずれであってもよい。また、各主体が合理的である必要はない。十分な情報や知識をもたず、感情や欲望に流され、合理的に判断で

(2) この定義については、以下の文献を参考にしている。N.ケインズ(上宮正一郎訳)『経済学の領域と方法〔第4版〕』(日本経済評論社, 2000(原著1891)), および、A.マーシャル(永沢越郎訳)『経済学原理Ⅰ～Ⅳ〔第8版〕』(岩波ブックセンター, 1985(原著1890))。その他、文献名までは挙げないが、C.メンガー、L.ロビンス、M.フリードマン、J.ロビンソン、J.E.スティグリッツ、P.クルグマン等の所説とも整合的である。

きない主体であっても構わない。

次に、相互作用とは、存在や状態、行動および行動の成果に影響を与えるような主体間関係を意味する。念のためだが、これは商取引に限定されず、家族関係や生活関係、そして様々な法律関係も含まれる。また、個人と個人、個人と組織、個人と国家、国家と国家といったいかなる主体間関係であってもよい。

最後に、傾向に着目するとは、要するに、科学的に考察することを意味する。法（学）では科学⁽³⁾という、客観的・絶対的・確定的な思考や命題だと想定する傾向があるかもしれない。しかし、経済学が前提とする科学とは、物理学を中心とする自然科学が想定する科学であって、条件に依存した確率的傾向としての法則⁽⁴⁾についての知見の体系、あるいは、このような知見の体系を獲得する方法を意味する。すなわち、まず、科学的な考察では、「同様な状況では、同様の現象そして同様の帰結が繰り返し生起するはずだ」と想定する。次に、その想定のもとで、特定の現象や帰結が繰り返し生起する傾向をもつ条件やメカニズムについて仮説をたてる。最後に、その仮説を現実に照らして検証する。この作業を繰り返すことで、より精緻で、より確実な法則を獲得していく。

そして、このような科学的な考察を、主体の活動と相互作用について援用するのが経済学⁽⁵⁾である。例えば、個人の消費活動、企業の生産・販売活動、政府の統治活動、そして、これらの相互作用について、繰り返し発生する傾向を見だし、分析する。さらには、ある法に関わる主体の活動と相互作用についても検討することができる。どのような場面でも、主体の活動と相互作用があり、特定の傾向をもつ法則を確立しようとするのであれば、経済学⁽⁶⁾ということになる。従って、経済学の観

(3) 例えば、川島武宣『科学としての法律学』（弘文堂、1964）は、「客観性」や「科学的な真理」といった用語を強調している（とくに6-9頁）。経験的に実証することで「正しいか正しくないかが客観的に確定する」のが科学だと想定しているように見える。なお、法（学）における科学観の背景には、ドイツ哲学西南学派からの影響があるのかもしれないが、ここでは立ち入らないことにする。

(4) R.P.ファインマン（大貫昌子訳）『科学は不確かだ！』36-39頁（岩波書店、2007（原著1998））。

(5) ここまでの説明から分かるように、「同様の状況では同様の現象・帰結が生起するはずだ」という想定のためには、主体が合理的であることは必要とされない。実際に、非合理的な主体を組み込んだ科学的な考察を展開する経済学もある。

(6) ただし、H.ポアンカレ（吉田洋一）『改訳 科学と方法』（岩波書店、1953（原著1908））のように、「あまりに相似ない、あまりに変わりやすい、あまりに気紛れな、一言にしていえば、あ

点からすると、国際私法（学）について経済学を利用することも全く自然なことだ
といてよい。

もうひとつ、経済学を説明するうえで避けて通れない論点がある。それは、価値
判断の基準である。経済学は基本的には功利主義をとるが、功利主義は二段階に分
けて理解する必要がある。すなわち、第一段階では「個人の利害・幸せに依拠して
価値判断を行う」。これは、功利主義にとって共通の大前提である。続いて、第二
段階では「個人の利害・幸せを社会の評価に転換する」。この転換方法については
様々な考え方があり、「各主体の利害・幸せの単純和」に限定されるわけではない。
実際に、経済学では価値判断に当たって、この「単純和」ではなく、パレート基準
と呼ばれる転換方法を用いる。⁽⁷⁾

なお、「個人の利害・幸せに依拠して価値判断を行う」功利主義は、外在的に与
えられる価値判断の基準を認めない。従って、正義や公正と呼ばれるものであつて
も、それを神聖視せず、誰かが恣意的・予断的に設定することを拒絶する。ここに、
経済学における価値判断の基準の決定的な特徴がある。

2.5. 小括

ここまで、国際私法（学）において経済学を利用するための言い訳と注意点を駆け
足で説明してきた。そこで、次の節からは、国際私法における固有の重要概念で
ある、「内外法平等」「暗闇への跳躍」そして「国際私法的正義」について検討して
いく。これらの概念は互いに関連するので、議論が前後することもあるが、比較的
分かりやすい「内外法平等」から考察していく。

3. 内外法平等

3.1. 「内外法平等」とはなにか

内外法平等（あるいは価値中立性）は、「内国法と外国法が価値的に差別される

まりに複雑な人間」（21頁）を対象とするために、科学的な考察は困難だとする見解もある。こ
の指摘は全く妥当であるが、この困難を克服するように、ここ100年間の経済学は発展してきた
ともいえる。

(7) 従って、M.サントル（鬼澤忍訳 2011）『これからの「正義」の話をしよう』（早川書房、2011
（原著 2010））のような経済学への批判は、単純に間違っている。

ことなく平等の資格において取り扱われ」ること、あるいは、「外国法の適用を認めない法廷地主義を排し、また外国法の間に予め価値的な優劣をつけることなく客観的に選択の対象とすること」と説明される⁽⁸⁾。

つまり、内外法平等とは「ある私的涉外関係への実質法適用の場面において、特定の法域の法（とくに自国法）を優先せず、あらゆる国・法域の実質法を平等視して、当該私的涉外関係にとって最適な実質法を選択し、適用することを企図する原則」ということができるだろう。そしてこの原則は、「伝統的な国際私法の方法論の基盤」⁽⁹⁾とされる。

3. 2. 「内外的平等」の根拠

内外法平等は、価値判断の基準が恣意的・予断的に与えられることを忌避するという点で経済学と親和的である。しかし、内外法平等が、各国の実質法価値からの中立を指示するとしても、その原則自体が内在的価値に支配されている可能性がある。そこで、内外法平等の価値は何か、言い換えると、内外法平等が原則とされる根拠はいかなるものか、検討する必要がある。

以下では、内外法平等の根拠として、通常の国際私法（学）が想定している仮定や条件を確認する。これらの仮定や条件は、明示的に説明されないことが多いが、ここでは次の八つを抽出した。すなわち、①そういうものだから、②国際私法的正義あるいは国際的判決調和を達成するため、③私的涉外関係の促進・円滑化のため⁽¹⁰⁾、④一元的価値のもとでの普遍主義では優劣をつける必要がないから⁽¹¹⁾、⑤多元的価値のもとでの価値相対主義では優劣をつけることができないから⁽¹²⁾、⑥国際私法の⁽¹³⁾

(8) 櫻田嘉章『国際私法』16-17頁（有斐閣，第7版，2020）。

(9) 石黒一憲『国際私法の危機』104-105頁（信山社，2004）。

(10) これらを強調する文献は少なくないが、それほど単純な議論でもないので、詳しくは後述する。

(11) 前掲、櫻田（前掲注8，17頁）や、中西康=北澤安紀=横溝大=林貴美『国際私法』22-23頁（有斐閣，第2版，2018）。

(12) 一元的な「国際法的共同体」を想定したサヴィニーや、「世界法」の議論などが——いくつかの条件付きであるが——この立場をとる。

(13) 関連して、石黒一憲『現代国際私法 [上.]』83頁（東京大学出版会，1986）、伊藤敬也「正義の多元性と国際私法正義」『法哲学年報』（2002巻，2003）、および、浅野有紀「私法理論から法多元主義へ」『社会科学研究』（第65巻2号，2014）。ただし、竹下啓介「国際私法における価値

ほうが上位法だから、⁽¹⁴⁾⑦国際私法は間接規範だから、⁽¹⁵⁾⑧運用手順として国際私法のほうが各国実質法に先行するから、といった理由付けがある。いずれの根拠についても経済学を利用して検討できるが、検討の内容・方向性はかなり異なることになる。以下、個別にコメントしておく。

まず、①は、内外法平等に内在的価値を認めているように見える。ただし、内在的価値に依拠するのではなく、じつは、より根源的な根拠を想定しているのかもしれない。いずれにせよ、あまりにも不明瞭であるので、ここでは検討の対象としない。

次に②の取り扱いについては、二つの方向がありうる。第一に、これらの正義や調和が内在的価値とされる場合であるが、これは①と同じ取り扱いでよい。第二に、これらの正義や調和は、より根源的な根拠に対する中間目標的な位置づけとされる場合であるが、これは③以下のいずれかに還元されることになるだろう。いずれにせよ、正面から独立に検討する必要はない。

また、⑥～⑧は、国際私法あるいは国際私法学の内部運用ルールという側面が強い。これらの論点については、国際私法（学）の制度設計という観点から経済学を利用できる。しかし、国際私法（学）に固有の議論ではなくってしまうため、ここでは検討しない。

そこで、残った③、④、⑤に着目して、内外法平等の根拠について検討していくことにしよう。

中立性」『国際私法年報』（第18号、2016）は、一元的価値のもとでの普遍主義が衰退すると（つまり多元的価値のもとでの価値相対主義の状況では）、価値中立性（内外法平等）は制限される、と考えている。同様の認識は、他の論者にも通底するという印象がある。

(14) この立場をとる文献は多い。例えば、溜池良夫『国際私法講義』（有斐閣、第3版、2005、13頁）。

(15) ③と④を同一視する見解もあるが、ここでは分離した。この立場をとる文献として、例えば、松岡博『現代国際私法講義』15頁（法律文化社、2008）がある。しかし、間接規範だと内外法平等でなければならないとする論理は明らかではない。

(16) 内外法平等の根拠として説明されるわけではないが、結果的に内外法平等となる。例えば、澤木敬郎=道垣内正人『国際私法入門』第2章（有斐閣、第7版、2012）。

3.3. 「内外的平等」を正当化する条件とメカニズム

(1) 検討課題の整理

まず、以下で検討する、内外法平等の根拠となる要因を再掲しておこう。すなわち、

③私的涉外関係の促進・円滑化のため

④一元的価値のもとでの普遍主義では優劣をつける必要がないから

⑤多元的価値のもとでの価値相対主義では優劣をつけることができないからという三つである。このうち、③が究極目的で、④と⑤は、究極目的を達成するうえで考慮すべき条件となっている。ただし、国際私法（学）の目的は第5節で議論するので、③についてはここでは深く検討しない。そこで、④と⑤という条件に照らして内外法平等の意義や条件、メカニズムを解明していく。

(2) 内外法平等が成立/破綻する条件

ここでは、内外法平等が望ましいかどうかを検討するより前に、内外法平等が発生するあるいは破綻する条件とメカニズムを解明する。

まず、各国の実質法が同一ではなく、相違することが大前提となる。同一であれば、内外法が乖離する可能性が消滅するので、自動的に内外法平等が達成される。ただし、ここで同一というのは、統一私法である必要はなく、同一あるいは近似する社会的背景のもとで構築された各国実質法という意味でよい。少なくとも、同一の私的涉外関係について、同一の法的効果を与えることが共通に期待される状況である。

ここで注意すべきことに、各国の実質法が相違するとしても、それだけでは内外法平等が破綻するとはいえない——必要条件ではあるが十分条件ではない——ということである。このため、さらにいくつかの条件を追加しなければならない。

そこで、国際私法（学）が機能する場面での行為者と受益者となる主体を考えよう。

まず、私的涉外関係（の当事者）が挙げられる。厳密にいうと、当事者間での利害対立がありうるが、ここでは利害が完全に一致すると想定する。次に、この私的涉外関係によって影響を受ける各国社会ないし各国裁判所という主体も考えられ

る。ここで、裁判所は、政府というほうが適切かもしれないが、これらの代表として裁判所と呼ぶことにする。また、各国の社会と裁判所（政府）も同一ではないが、両者の利害はほぼ一致すると仮定し、社会と裁判所でひとつの主体と設定する⁽¹⁷⁾。

そして、私的渉外関係の促進や円滑化は、私的渉外関係にとって望ましいと同時に、基本的には各国社会ないし各国裁判所にとっても望ましいと想定する。しかし、私的渉外関係の存在や活動およびその規整が、各国社会や各国裁判所に何らかの影響を与えることがある。そして、各国社会ないし各国裁判所にとってこの影響が、十分に小さい場合を「利害なし」、十分に大きい各国の間で齟齬がない場合を「利害一致」、摩擦がある場合を「利害対立」と区分することにしよう。これをまとめたのが図表2である。

さらに、ここでは国際私法（学）は十全に機能して、各国裁判所は、理想的な準拠法を常に選択・適用できると想定する。そのうえで、選択・適用される準拠法を以下のように区分する。

最適実質法：私的渉外関係にとって最も理想的な実質法

政策的実質法：各国社会ないし各国裁判所にとって最も理想的な実質法

政策的国際実質法：各国で一致する政策的実質法

政策的内国実質法：各国で相違する政策的実質法

図表2 内外法平等の背景

	私的渉外関係	各国社会ないし各国裁判所		
		利害なし	利害あり	
			利害一致	利害対立
各国の実質法が同一	最適実質法	最適実質法	政策的国際実質法	政策的国際実質法
各国の実質法が相違	最適実質法	最適実質法	政策的国際実質法	政策的内国実質法

(17) これらの仮定は現実的ではない。しかし、国際私法（学）において「内外法平等が破綻すれば法廷地法が優先される」といった主張を理解するためには、ここで仮定したような条件が暗黙裡に埋め込まれていると考えられる。これらの仮定は、経済学的な主張を展開するための仮定ではなく、国際私法（学）が想定している現象を解明するための仮定であることを想起してもらいたい。実際に、アメリカの統治利益アプローチでは、「州の利益」として、経済的利益、規制の利益、正義の利益、法廷地の利益を挙げており、これは各国社会ないし各国裁判所（政府）をひとまとめにしていると考えられる。

以上の設定のもとで、図表2のカテゴリーごとに選択される実質法を検討する。

まず、受益主体ないし評価主体として私的渉外関係を優先するならば、最適実質法が常に選択される。また、各国社会ないし各国裁判所を優先するとしても、「利害なし」ならば、最適実質法がやはり選択される。

続いて、受益主体ないし評価主体として各国社会ないし各国裁判所が優先され、かつ、私的渉外関係について「利害あり」だとしても、各国の間で「利害一致」ならば政策的国際実質法が選択される。念のためだが、このカテゴリーでは、最適実質法ではなく政策的実質法が選択されるが、内外法平等は実現される。例えば、環境保護や伝染病抑止、紛争抑止、公務員の腐敗抑止、世界的な取引システム（とくに金融や情報ネットワーク）維持などが求められるとき、私的渉外関係よりも各国社会ないし各国裁判所の利害が優先され、かつ、各国が一致団結して取り組むことになる⁽¹⁸⁾。このことから、このカテゴリーでは、国際条約や国際機関が有効かもしれない。

なお、ここでの「利害一致」は消極的なものも含まれる。すなわち、当該関係に関わる「各国社会ないし各国裁判所」のなかで、「利害あり」はひとつだけで、他の全ては「利害なし」という状況（いわゆる「虚偽の抵触」）である。このとき、積極的な「利害対立」はないという意味で消極的に「利害一致」であり、内外法平等となる。

最後に、内外法平等が破綻する状況がありうる。すなわち、a. 各国の実質法が相違する、b. 私的渉外関係よりも各国社会ないし各国裁判所の利害が優先される、c. 各国社会ないし各国裁判所が、私的渉外関係の存在や活動およびその規整に利害をもつ、d. 各国社会ないし各国裁判所が、相互に利害対立する、という5つの条件が満たされるとき、各国社会ないし各国裁判所は、それぞれの政策的内国実質法を選択する。逆にいうと、これらの条件を満たさないとき、内外法平等が成立する。

ここまでの考察は、通常の国際私法（学）が想定する仮定や条件をできるだけ明示的に再設定したうえで、内外法平等が成立／破綻する状況を検討した。この結果

(18) これは、国際公共財・地球公共財の議論と結びつく。例えば、I.カール＝I.グルンベルグ＝M.A.スターン（FASID国際開発研究センター訳）『地球公共財：グローバル時代の新しい課題』（日本経済新聞社、1999）を見よ。

として最初に言えることは、内外法平等を重視する考え方と軽視する考え方は、いずれかが正しいと一般的に確定できない、ということである。両者は、仮定や条件の違いで優劣が入れ替わる。

次に言えることは、通常の国際私法（学）が想定する状況では、内外法平等が破綻する条件はかなり限定される、言い換えると、内外法平等が成立し、正当化される場面が多い、ということである。ただし、この主張については、別の観点から検討する余地がある。

（3） 国際私法（学）の能力

通常の国際私法（学）の議論では、内外法平等を正当化するにあたって「国際私法（学）は十全に機能して、各国裁判所は、理想的な準拠法を常に選択・適用できる」と想定している。前項では、この想定のもとで議論を展開した。しかし、国際私法（学）が十全に機能せず、とくに、私的涉外関係に対して最適実質法を選択・適用できないならば、考察結果は大きく変わってくるだろう。国際私法（学）が「十全に機能する」ときに何が起きるか、何を言えるかを検討することも重要であるが、「十全に機能しない」ときに何が起きるか、どうすべきかを検討することも重要なのである。

例えば、アメリカにおける抵触法革命は、それ以前の国際私法（学）があまりにも機械的・硬直的で私的涉外関係に対する最適実質法すら選択できていないことへの批判として始まった⁽¹⁹⁾。そして、実体的利益を考慮した準拠法選択を、要するに内外法平等を退けて「政策的内国実質法」を適用すべきことを主張した⁽²⁰⁾。あるいは、わが国における「国際私法の現代化」の背景のひとつは、やはり最適実質法の選択・適用が困難になってきたことだとされた⁽²¹⁾。つまり、内外法平等は、国際私法（学）が「十全に機能する」ならば正当化され、「十全に機能しない」ならば正当化されないと考えられていることになる。

そこで、国際私法（学）の能力まで考慮するとき、そしてさらに、十全な能力を

(19) 廣江健司『アメリカ国際私法の研究』36頁（国際書院、1994）。

(20) 関連して、石黒一憲『国際私法 新版』23頁（有斐閣、1990）。

(21) 法例研究会「法例の見直しに関する諸問題」『別冊NBL』（No.85、商事法務研究会、2003）。

必ずしも持ち得ないと現実的に考えるとき、最適実質法を選択・適用できるように解釈論を充実させるのか、あるいは、最適実質法を選択・適用を諦めて政策的実質法の適用を企図して立法論を展開するのか、という戦略的な方向性は重要な論点となるだろう。

3. 4. 政策的内国実質法を選択・適用不利益

前節の最後では、国際私法（学）の能力という観点から、内外法平等の成立/破綻について検討した。しかし、より厳密に検討するためには、政策的内国実質法を選択することの不利益も考慮しなければならない。

政策的内国実質法を適用することは、個別具体的な実体的利益を考慮できる（適合性が高い）という利益をもたらすが、予測可能性が低いことが甚大な不利益を引き起こすといわれる⁽²²⁾。しかし、サヴィニー型の最適実質法を選択・適用においても、適合性と予測可能性のトレード・オフは発生するので、これは決定的な違いとはいえない。

むしろ、政策的内国実質法を利用することの最大の不利益は、他国の社会ないし裁判所による非協調的な態度を引き起こすことだろう⁽²³⁾。そこで、この種の不利益について、単純化された状況で考察する。

いま、A国とB国という二か国が存在して、それぞれに、できるだけ望ましい準拠法を選択・適用することを検討している。各国の取りうる選択肢は、最適実質法と政策的内国実質法のいずれかのみとする。なお、国際私法（学）の能力制約から、最適実質法は必ずしも「最適」でなくてもよい。また、政策的国際実質法は、分析としては「最適実質法」と同じになるので、ここでは考慮しない。そして、A国とB国の政策的内国実質法は、それぞれ異なり、かつ、利害対立を伴う。以上の想定に合致する状況は、数値例まで含めて、図表3のようにまとめられる。

もしA国とB国が協調的にいずれも最適実質法を選択する場合は、そこそこの利得3をそれぞれ獲得する。ここで、A国が政策的内国実質法を選択すると、より

(22) L. Kramer, "Rethinking Choice of Law," *Columbia Law Review*, Vol.90, No.2 (March: 1990).

(23) 関連して、例えば、I.カント（池内紀訳）『永遠平和のために』73頁（集英社、2007（原著1795））。

図表 3 非協調的な準拠法選択

A国	B国	政策的内国実質法	最適実質法
政策的内国実質法		1, 1	5, -2
最適実質法		-2, 5	3, 3

大きな利得5を獲得できるが、利害対立があることからB国は損失-2を被る。そして、両国が非協調的にいずれも政策的内国実質法を選択する場合は、相互に損失を被ることから小さな利得1になってしまう。

この状況はいわゆる囚人のジレンマとなっており、非協調的な選択の組みあわせが実現される蓋然性が高い。しかしその帰結はいずれの国にとっても望ましいものではない。そこそこの利得（数値例では“3”）が小さな利得（数値例では“1”）へと減少してしまう。この減少分が、政策的内国実質法を選択する不利益になる。この不利益は、各国による非協調的な準拠法決定が、私的渉外関係が混乱・委縮する効果、法廷地漁りの混乱や労力、内国政策の不確実性拡大、あるいは、非協調的な国どうしでの対立感情などから発生する。

以上の考察から分かるように、内外法平等のもとでの不利益が発生するとしても、政策的内国実質法のもとでの不利益（国際的な非協調の発生）も考慮しなければ、いずれが望ましいか判断できない。そこで、それぞれの不利益が発生する条件やメカニズムを解明したうえで、現実直面する状況に照らして、内外法平等および政策的内国法の比較検討を行う必要がある。

3.5. 世界的潮流の要因：「内外法平等」の危機⁽²⁴⁾

近年の動向をみると、内外法平等が制限され、政策的内国実質法を選択することが、世界的潮流になっているように見える。しかし、その世界的潮流の実態や背景

(24) 以下の議論は、本稿の当初の執筆計画では入ってなかったが、2022年度の国際私法学会・全国大会での議論を踏まえて急遽追加した。同学会では、内外法平等が後退して、本稿がいうところの政策的内国実質法を選択・適用することが世界的潮流となっているという認識が広く受け容れられていた。しかし、その世界的潮流が生起する背景や、世界的潮流の意味や効果は明確にされていないように感じられた。そこで、ここでは、世界的潮流の内容にまで踏み込んで、内外法平等あるいは政策的内国実質法の選択にどのような影響を与えるのかを検討する。

は必ずしも明らかではない。ここでは、内国法平等よりも政策的内国実質法が志向される要因をいくつか仮説的に例示してみよう。

第一に、各国社会ないし裁判所が、直面する状況を正しく認識していないことが要因として挙げられる。あるいは、立法者や裁判所は正しく認識していても社会が正しい認識を持たないために、社会に迎合するような政策的内国実質法が準拠法として選択されているのかもしれない。⁽²⁵⁾ やや類似するが、立法権や裁判権、行政権への侵害への対抗として、政策的内国実質法が志向されることもあるかもしれない。このように、国際私法（学）にとっては外在的であるが、社会の認識や国内政治といった要因がありうる。

第二に、何らかの理由で政策的内国実質法を志向する国が存在することも要因となりうる。すなわち、非協調的に政策的内国実質法を志向する国が存在すると、それへの対抗（図表3における利得“-2”を回避する）のために、正しい認識を持ち、国際協調を志向する国も政策的内国実質法を選択することになる。例えば、いわゆる途上国が経済発展を遂げて国際的な存在感を拡大したにも関わらず、国内事情から政策的内国実質法を選択するならば、従来先進国も政策的内国実質法を選択することになるかもしれない。

第三に、最適実質法を選択・適用することの利得が減少したことも要因となりうる。例えば、国際化や情報化が進み、私的渉外関係が複雑になって最適実質法を選択・適用するコストが増大する（図表3における利得“3”が低下する）と、最適実質法を選択する意義が消滅することになる。

第四に、政策的内国実質法を適用する利得が増大したのかもしれない。例えば、私的領域と公的領域が融合すると政策的利益を考慮することの意義が増大し、結果的に、政策的内国実質法が優位性を発揮しやすくなる。

第五に、国際的な大国が内向き志向になったのかもしれない。図表3ではA国とB国を対称的に設定したが、現実には、経済力や政治力について大きな格差がありうる。そして、大国は、他国（小国）による非協調的選択がもたらす不利益よりも、自国の都合を優先する利益のほうが優越することがある。とくに、従来覇権国が

(25) 例えば、子の連れ去りに関するハーグ条約について、各国社会は、自国の親の立場に偏向した判断をしているかもしれない。

相対的に衰退し、挑戦国が勃興する場面では、内向き志向で、既存の国際レジームを無視する国が登場するのかもしれない。

他にも、多角的な国家間関係や長期的な国家間関係が衰えると、自生的秩序のメカニズムが機能不全に陥り、協調が破綻することがありうる。しかし、この要因は、昔から存在していたので、現代的な潮流を引き起こす要因としては不適切かもしれない。

以上、内外法平等の危機という世界的潮流について、その背景や影響をいくつか列示した。これらは仮説としては緩くて厳密な検証には耐えられないし、仮説構築の前提となる現実観察も粗雑である。しかし、「予断的原理 v.s. 世界的潮流」といった水掛け論から離脱するための端緒を示すことを重視した。なぜ、どのように、どこまで、内外法平等は成立ないし破綻するのかを検討することが重要であるし、可能でもあることを明らかにしたかった、ということである。

3.6. 小括

本節では、内外法平等を経済学の観点から、すなわち「主体の活動と主体間の相互作用について、傾向を発見し、その傾向に働きかけて状況を改善することを意図」して、検討を行った。具体的には、内外法平等の概念の意味、成立/正当化のための（伝統的な国際私法（学）における）根拠、より現実的な根拠、そして、近年の動向との結びつきについて考察した。この考察を通じて、内外法平等が、予断的原理として神聖視されるでもなく、直観的な世界的潮流によって安易に棄斥されるのでもなく、条件やメカニズムを解明したうえで利用されるべきだと主張した。

4. 暗闇への跳躍

4.1. 「暗闇への跳躍」とはなにか

前節では、国際私法（学）の能力を十全に機能するか/しないかという二元論で与件として取り扱った。ここでは、この前提を修正する。

そもそも国際私法（学）の中心的な議論は、その能力の拡張・改良に焦点を当ててきた。すなわち、理想的な準拠法を設定し、その選択・適用を実現するような仕組みを開発し、ルール化することに注力してきた。その成果といえる、主流的な準

拠法選択ルールの鍵となるのが「暗闇への跳躍」である。これは、伝統的なサヴィニー型の準拠法選択ルールの特徴である「あらかじめ外国法の内容を問題とすることなく、単位法律関係を構成する場所的な要素に着目し、連結点を介して準拠法が指定される。そして準拠法の適用段階に至ってはじめて、準拠法の内容を知ることになる」⁽²⁶⁾ような方法を象徴的に喩える——あるいは揶揄する——表現とされる。

この方法についてはいくつかの深刻な問題点が指摘されており、⁽²⁷⁾公序によって事後的に修正したり、最初から実質法の内容を考慮するアプローチが提示されることもある。しかし、今なお、やはり主流的な考え方であるし、他の法（学）に対して国際私法（学）を特徴づける大きな要素となっていることも間違いない。

4.2. 「暗闇への跳躍」とはなにか（続き）

続いて、経済学の観点から、前提となる条件やメカニズムに着目して「暗闇への跳躍」を再定義する。ここでは、主流的な国際私法（学）の解説を字義通りに理解するのではなく、準拠法選択ルールが適切に機能するための条件とメカニズムから逆算して、独自に捉えなおすことを企図する。

まず、「実質法内容を無視する」⁽²⁸⁾、「指定される準拠法の内容を考慮していない」⁽²⁹⁾といった表現に注意する必要がある。これを字義どおりに捉えると、機械的・硬直的に準拠法を選択して、具体的妥当性（以下では「適合性」と呼ぶ）を欠いた実質法を適用することを示唆する。しかし、これはミスリードというべきで、主流的な国際私法（学）は適合性を無視しない。むしろ、適合性を無視できないから、国際私法（学）は苦勞してきた。そもそもサヴィニー自身が——たしかに、確実性（以下では「予測可能性」と呼ぶ）を重視し、機械的な準拠法決定を強調しているけれども——適合性を不可欠のもの⁽³⁰⁾とみなしている。

では、「暗闇への跳躍」は何を意味するののかというのと、適合性と予測可能性を両

(26) 澤木=道垣内（前掲注16, 55頁）。

(27) 櫻田嘉章「サヴィニーの国際私法理論（1）」『北大法学論集』第33巻第3号592-602頁（1982）参照。

(28) 櫻田（前掲注8, 58頁）。

(29) 溜池（前掲注14, 60頁）。

(30) F.C.v.サヴィニー（小橋一郎訳）『現代ローマ法体系 第8巻』101頁（成文堂, 2009）では、予測可能性だけでなく、当事者たちの具体的な利益も無視してはならないことを主張している。

立させるようなメカニズムを象徴する用語と捉える。ここで注意すべきことが二つある。すなわち、第一に、適合性を確定値ではなく傾向として捉えること、第二に、事前と事後の整合化という観点から考察することである。以上を踏まえて、「暗闇への跳躍」のメカニズムについて分析していく。

4.3. 「暗闇への跳躍」のメカニズム

ここでは、「暗闇への跳躍」のメカニズムをできるだけ簡単に分析する。まず、立法者、当事者および裁判官という三種類の主体を想定する。そして、「ルール設計段階」「私的活動段階」および「準拠法適用段階」が以下のように順次進行すると考える：

ルール設計段階：立法者が準拠法選択ルールを形成し、社会に周知する。

私的活動段階：私的主体が当事者として私的涉外関係を構築する。

準拠法適用段階：裁判官が準拠法を選択し、適用する。

まず、私的活動段階では、私的涉外関係に関わる特定の事情 $\theta \in \Theta$ が発生する。この特定の事情 θ は、いくつかの要素から構成されているが、簡単化のために「行為地」と「結果発生地」というふたつの要素だけを考える。すなわち、特定の私的涉外関係では、特定の行為地と特定の結果発生地が事後的に確定することになる。なお、行為地と結果発生地が確定すれば、それぞれが指し示す法域も確定する。また、この私的涉外関係については、先決問題はなく、また、単一の単位法律関係から構成されると想定する。

次に、ルール設計段階では、望ましい実質法を選択・適用するような適切なルール形成を目指す。ここで、望ましい実質法とは、生起する可能性のある私的涉外関係の事情を考慮して適合性が高い「傾向をもつ」実質法である。また、適切なルールとは、望ましい実質法を選択・適用する「傾向をもつ」ルールである。

なお、ルール設計段階では、特定の事情 θ は未確定であって分からないが、その母集団 Θ は把握できると想定する。すなわち、どのような事情が発生する「傾向をもつ」かは事前に理解されている。そこで、この段階で利用可能な情報である Θ に照らして、望ましい・適切な「傾向をもつ」ルールを設計することを目指す。例えば、 Θ の構成要素のうちで、行為地に着目した場合の帰結 W (行為地) と結果発生地に着

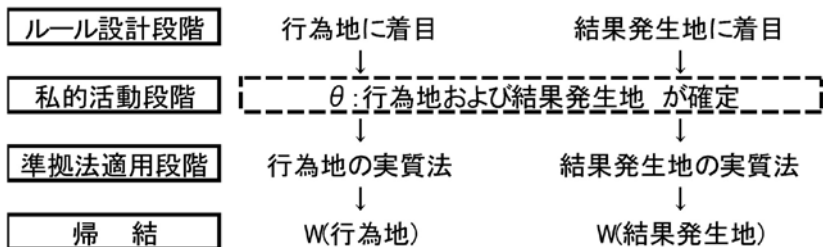
目した場合の帰結 W （結果発生地）について評価する。そして、より望ましい・適切な「傾向をもつ」構成要素を、準拠法選択において着目すべき要素（連結点）としてルール化する。なお、 $W(\cdot)$ は、状態の評価を示す関数である。

最後に、適用段階では、裁判官が、準拠法選択ルールに基づいて、準拠法を決定する。この段階では特定の事情 θ は確定しているため、行為地や結果発生地が指し示す法域とそこでの実質法も確定する。さらに、私的活動段階の事後であるから、行為地や結果発生地よりも重要な影響をもつ構成要素——例えば当事者たちの国籍——も発現している可能性もある。従って、望ましい・適切な「傾向をもつ」ように形成された事前のルールに従うよりも、望ましい・適切だと「確定している」実質法を選択・適用する方が一般的に優越することになる。以上の設定は、図表 4 にまとめられている。

以上のメカニズムに即して考えると、伝統的な国際私法（学）のもとでの「暗闇への跳躍」とは、「事後的に確定した」情報 θ ではなく「事前的に傾向のみを把握できる」情報 Θ に依拠して実質法を決定することを意味する。言い換えると、「確定的に望ましい・適切な」実質法を「事後的に」決定するのではなく、「傾向的に望ましい・適切な」実質法を「事前的に」決定することである。

とすると、「暗闇への跳躍」について「実質法内容が無視すること」といった説明は、内容を正しく反映していないことになる。伝統的な国際私法（学）は、実質法を無視せず、むしろ正面から考慮する。ただし、傾向的に望ましい・適切な実質法を事前に考慮しているのだ、と説明すべきではないだろうか。

図表 4 準拠法選択ルールの比較



4. 4. 事前の決定と事後の決定との比較

前項では、「暗闇への跳躍」をめぐる議論は、「実質法を事前に傾向的に決定するか、あるいは、事後に確定的に決定するか」が本質的な論点であることを示した。

この議論において、直観的には、事後に確定的に決定するほうが優れているように見える。確かに、事前と事後で利用できる情報の質・量を比較すれば、当然のように事後の方が優越する。この効果が十分に大きい場合は、「事後に確定的に決定する」ことが正当化される——「暗闇への跳躍」を回避すべき——ことになる。

しかし、「暗闇への跳躍」の回避は問題・不利益をも引き起こす。

第一に、予測可能性が低下する。事後に偶然的に発現した特定の事情 θ によって準拠法が決定されるならば、事前の予測可能性は低下する。その結果として、事後の不意打ち的な実質法適用というリスクだけでなく、当事者の事前の適切な行動を阻害することにもなる。

第二に、当事者による戦略的行動が、私的涉外関係に歪みをもたらす。事後に判明する特定の事情によって準拠法が決定されるのであれば、当事者は「特定の事情」を意図的に操作する誘因を持つ。例えば、事後の準拠法選択において有利になるように、「私的活動段階」において私的涉外関係の行為地や結果発生地などを操作することで、当該関係についての法的規整が歪められたり、無駄なコストを生じさせたりする。

第三に、事前と事後の整合性が破綻する。これを簡単な事例で説明する。いま、「コイントスで表が出たら100万円受け取るが、裏が出たら1万円支払う」という博奕を想定する。この博奕は得をする「傾向をもつ」ので、事前での適切な判断は「喜んで参加する」ことになる。しかし、コイントスの結果として裏が出た事後においては「支払わない」ことが優越する。これも「コイントスの結果が分からないままで博奕に参加するのは暗闇への跳躍である」といえるが、だからといって事後に「支払わない」ならば、博奕そのものを破綻させてしまう。つまり、事後において優越する選択・決定を認めると、事前において優越する「傾向をもつ」機会を消滅させることになる。

以上のように、「暗闇への跳躍」を回避することが、かえって問題や不利益を引き起こすこともある。従って、「暗闇への跳躍」の是非は、その利益と不利益の内

容やメカニズムを理解したうえで判断されるべきであろう。

4.5. 小括

「暗闘への跳躍」は、情操に訴える用語である。浅慮で、無謀で、硬直的な行為という印象を与える。しかし、上記の検討から分かるように、「暗闘への跳躍」は、「(消極的に) せざるをえない」というだけでなく、「(積極的に) すべき」場合もありうる。

そもそも、準拠法選択のメカニズムは、一時点で完結するのではなく、時間を通じて機能する。このため、適合性と予測可能性の調和、および、事前と事後の整合性を企図する必要がある。いわば、いつ、どこから、どこへ、どのように「暗闘への跳躍」を実行するかを、条件とメカニズムに基づいて判断すべきなのである。

5. 国際私法的正義

5.1. 「国際私法的正義」とはなにか

前節では国際私法（学）の機能・能力に着目して考察したが、その適否を判断する基準については所与としていた。ここでは、この仮定を修正する。すなわち、国際私法（学）の機能・能力の判断基準となる目的について検討する。この目的は、文献によって微妙に表現上の差異があるが、おおむね「国際私法的正義」と呼ばれる。その具体的な意味は、直接的には、「私的渉外関係の円滑化と安全の実現」と「国際的判決調和の実現」とされる⁽³¹⁾。

ここで、「私的渉外関係の円滑化と安全の実現」は、適切な私的渉外関係が促進されることを意味し、最終的には当事者たちの利益増進につながる。また、「国際的判決調和」とは、同一事件は世界のどこで裁判が行われようと同一の判決が下されることを意味し、当事者たちのリスク低減につながる。

いずれにせよ、国際私法的正義とは、私的渉外関係の拡大・促進を実現し、ひい

(31) わが国の文献では、「国際私法ハ各国人民ノ国際交通ニ於テ生スル各般ノ私法関係ノ安全ヲ図ランカ為メ」(跡部定次郎『国際私法論 上巻』3頁(弘文堂書房, 第5版, 1930))、「国際的生活関係の安全を保障する」(江川英文編著『国際私法』2頁(青林書院, 1955))、「国際的私法交通の円滑と安全を図り、国際的判決調和を達成する」(櫻田・前掲注8, 15頁)というように、意味内容としては100年間にわたって一貫しているといつてよいだろう。

ては当事者たちの利益——非金銭的・精神的・感情的な利益を含む——を増大させることだといってよい。⁽³²⁾すなわち、国際私法（学）の目的は功利主義的に構成されていることになる。

5.2. 受益主体の拡張

前項では、国際私法（学）の目的となる国際私法的正義が功利主義的に構成されることを示した。その幸せ・利益を感得する受益主体として、私的渉外関係の当事者たち以外にまで拡張することもできる。すなわち、当事者だけでなく「各国社会ないし裁判所」も考慮に入れることになる。なお、このような受益主体の拡張は、いわゆる「統治利益アプローチ」において顕著であるが、サヴィニーも「諸民族および個々人の共通の利益」⁽³³⁾に着目している。

受益主体を拡張する理由としては、私的渉外関係が外部性を伴うことで説明できる。例えば、不法行為や物権、家族関係などは、潜在的な当事者も含めて、他者にさまざまな影響を与える。このため、各国社会ないし裁判所の利害も考慮して国際私法（学）の目的を設定する必要がある。

さらに、私的渉外関係が引き起こす外部性が、単一の国の「社会ないし裁判所」ではなく、複数の国の「社会ないし裁判所」に関わる場合——経済学において「コモン・エージェンシー」と呼ばれる状況——では、関連する全ての「各国社会ないし裁判所」⁽³⁴⁾まで考慮すべきことになる。

要点をまとめると、国際私法的正義は、私的渉外関係の当事者だけでなく、外部性を伴う場合には、各国社会ないし裁判所まで受益主体を拡張して、功利主義的に構成されていることになる。

5.3. 取引費用

取引費用は、取引に関わる様々な費用ということであるが、この説明では誤解さ

(32) 国際私法的正義は内国実質法が追求する正義とは異なるということを強調する文献もあるが、直接的か間接的かという違いだけで、最終的には当事者たちの利益増大を目指していることに違いはない。

(33) サヴィニー（前掲注30、29頁）。

(34) これはいわゆる「グローバル・ガバナンス論」に関わるが、ここでは追究しない。

れるだろう。まず、ここでいう取引とは、法（学）的な取引ではなく、主体間関係を意味する。また、様々な費用は、取引相手の探索、交渉、思考、移動、管理などに掛かる支出・労力・時間・精神的苦痛などを全て含む。まとめると、取引費用とは、主体間関係の構築・維持・運営に関わる金銭的・非金銭的な負担の全て、ということができる。そして、このような取引費用は、国際私法（学）において重要であるし、重視されてきた。

まず、国際私法（学）は、私的涉外関係を把握する取引費用に着目している。数値例として、ある私的涉外関係の構成要素として、行為地が5カ所、結果発生地が8カ所、当事者たちの常居地が4カ所あるとしよう。このとき、生起しうる組み合わせの数は $5 \times 8 \times 4 = 160$ 通りになる。これらの全ての組み合わせに対応するためには膨大な取引費用が発生する。これに対して、「行為地だけに着目する」というルールのもとでは、複雑な私的涉外関係を把握する取引費用を大幅に削減できる。

また、裁判における準拠法選択においても、国際私法（学）は取引費用を削減する工夫を織り込んでいる。例えば、一般的な法（学）であれば、「法の不知は許さず」と言えるかもしれないが、国際私法（学）においては、あらゆる外国法の条文・判例・立法趣旨まで調査し、選択・適用するためには莫大な取引費用が発生する。そこで、事実上のオプトアウト/オプトイン方式を導入したり、事実上の本国法主義を組み込むことで、全ての外国法を考慮する事態を回避し、取引費用を削減することを可能にしている。

もちろん、望ましい・適切な実質法選択ルールを開発することが最終的な理想である。しかし、その理想を実現するための取引費用を無視すると、ただの夢になってしまう。この点、国際私法（学）における取引費用を意識した制度設計は、高く評価できる。

なお、取引費用を削減する工夫は、内外法平等や暗闇への跳躍と衝突するところもあるし、アド・ホックな対応に見えることもあるため、批判的に捉えられるかもしれない。しかし、現実には、膨大な取引費用は、法的ルール全体を機能不全にしまう。そこで、取引費用ゼロを仮定した国際私法的正義のもとでの国際私法（学）の機能・能力を検討することも重要であるが、一定の取引費用が発生する状況につ

いても検討する必要がある。

5. 4. 小括

国際私法（学）の目的としての国際私法的正義は、正面から議論されることはあまりないが、いくつかの記述や議論を拾い集めたかぎりでは、「取引費用を考慮した功利主義的な構成」として捉えることができる。また、このように捉えることで、従来の議論を統合的に理解することもできる。

ただし、本稿では、「捉えることができる」というだけであって、このように「捉えなければならない」と主張するつもりはない。国際私法（学）の目的は、明示化されることは要請されるが、意味・内容については、多様な見解がありうると考えている。

6. おわりに

本稿では、国際私法（学）における重要概念である「内外法平等」「暗闇への跳躍」および「国際私法的正義」について経済学の観点から考察を行った。これらは、それぞれが極めて重要な概念であり、より深く掘り下げて検討すべきである。しかし、本稿では、「国際私法（学）の多様な論点・概念について経済学を利用できる」ことを示すために、広く・浅く検討することを優先した。

また、経済学は科学的な考察を標榜しており、第三者によって検証・批判されることは大前提である。「仮定・前提」「論理・メカニズム」「根拠づけの材料・方法」などについて多様な観点から厳しく再検討してもらいたい。その結果として、国際私法（学）の知見を改善できるならば、それこそが経済学を利用する意義であり、本稿の意図するところである。

最後になるが、筆者にとって未知の領域である国際私法について、長年にわたって議論し、導いていただいた河野俊行先生に深く感謝申し上げます。拙稿がささやかながらでも恩返しとなれば幸甚である。